

伊 勢 市 公 報

第 270 号
平成 29 年 2 月 6 日
月 曜 日

目 次

	頁
告 示	
○ 伊勢市保健福祉会館の指定管理者の指定について	2
○ 伊勢市おひさま児童園の指定管理者の指定について	4
○ いせ市民活動センターの指定管理者の指定について	5
○ 伊勢市二見地域農産物等活用型総合交流促進施設の指定管理者の指定について	6
○ 伊勢市産業支援センターの指定管理者の指定について	7
○ 伊勢市営住宅等の指定管理者の指定について	8
○ 伊勢市ハートプラザみその指定管理者の指定内容の変更について	9
○ 伊勢市みなとデイサービスセンターの指定管理者の指定内容の変更について	10
○ 伊勢都市計画第一種市街地再開発事業の決定について	11
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	12
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	13
○ 指定地域密着型通所介護事業の廃止について	14
教育委員会告示	
○ 小俣北部公民館の指定管理者の指定について	15
○ 伊勢市小俣児童体育館の指定管理者の指定について	16
上下水道事業告示	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	17
公 告	
○ 公示送達	18
○ 認可地縁団体が所有する不動産の所有権の移転の登記に係る公告について	19
○ 農用地利用集積計画について	21
○ 犬の抑留について	22
○ 所有者の判明しない猫の引取りについて	23
○ パブリックコメントの実施について	24
○ まちづくり協議会の公告事項の変更について	27
○ 農用地利用集積計画について	28

伊勢市告示第 1 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、伊勢市保健福祉会館の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 59 号)第 8 条第 2 項の規定により告示します。

平成29年 1 月17日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 施設の名称及び指定管理者

- | | |
|--------|--------------------|
| (1) 名称 | 伊勢市小俣本町保健福祉会館 |
| 団体名 | 伊勢市小俣本町保健福祉会館運営委員会 |
| 団体所在地 | 伊勢市小俣町本町 3 番地 |
| 代表者 | 委員長 能仁 寛明 |
| (2) 名称 | 伊勢市小俣元町保健福祉会館 |
| 団体名 | 伊勢市小俣保健福祉会館運営委員会 |
| 団体所在地 | 伊勢市小俣町元町 1092 番地 1 |
| 代表者 | 委員長 藤原 幸夫 |
| (3) 名称 | 伊勢市小俣明野保健福祉会館 |
| 団体名 | 伊勢市小俣明野保健福祉会館運営委員会 |
| 団体所在地 | 伊勢市小俣町明野 1055 番地 4 |
| 代表者 | 委員長 田端 忠男 |
| (4) 名称 | 伊勢市小俣宮前保健福祉会館 |

- | | |
|-------|--------------------|
| 団体名 | 伊勢市小俣宮前保健福祉会館運営委員会 |
| 団体所在地 | 伊勢市小俣町宮前 477 番地 |
| 代表者 | 委員長 山川 惇 |
- (5) 名称 伊勢市小俣湯田保健福祉会館
- | | |
|-------|--------------------|
| 団体名 | 伊勢市小俣湯田保健福祉会館運営委員会 |
| 団体所在地 | 伊勢市小俣町湯田 61 番地 |
| 代表者 | 委員長 山崎 幸男 |
- (6) 名称 伊勢市小俣北部保健福祉会館
- | | |
|-------|-------------------|
| 団体名 | 明野第四自治区 |
| 団体所在地 | 伊勢市小俣町明野 418 番地 8 |
| 代表者 | 区長 井上 正 |

2 指定の期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 2 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、伊勢市おひさま児童園の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 59 号)第 8 条第 2 項の規定により告示します。

平成 29 年 1 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 施設の名称及び指定管理者

名称	伊勢市おひさま児童園
団体名	特定非営利活動法人 南勢子どもの発達支援センター 一えがお
団体所在地	伊勢市神田久志本町 1718 番地 16
代表者	理事長 金子 直由

2 指定の期間

伊勢市こども発達支援施設条例(平成 28 年伊勢市条例第 32 号)の施行の日から平成 33 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、いせ市民活動センターの指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年伊勢市条例第59号)第8条第2項の規定により告示します。

平成29年1月17日

伊勢市長 鈴木 健一

1 施設の名称及び指定管理者

名称	いせ市民活動センター
団体名	特定非営利活動法人 いせコンビニネット
団体所在地	伊勢市前山町 1522 番地 39
代表者	理事長 伊東 俊一

2 指定の期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

伊勢市告示第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、伊勢市二見地域農産物等活用型総合交流促進施設の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年伊勢市条例第59号)第8条第2項の規定により告示します。

平成29年1月17日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 施設の名称及び指定管理者

名称	伊勢市二見地域農産物等活用型総合交流促進施設
団体名	二見しょうぶロマンの森維持管理組合
団体所在地	伊勢市二見町松下1335番地
代表者	組合長 大西 一正

2 指定の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

伊勢市告示第 5 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、伊勢市産業支援センターの指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 59 号)第 8 条第 2 項の規定により告示します。

平成 29 年 1 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 施設の名称及び指定管理者

名称	伊勢市産業支援センター
団体名	伊勢商工会議所
団体所在地	伊勢市岩淵 1 丁目 7 番 17 号
代表者	会頭 上島 憲

2 指定の期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、伊勢市営住宅、伊勢市特定公共賃貸住宅及び伊勢市小集落改良住宅の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年伊勢市条例第59号)第8条第2項の規定により告示します。

平成29年1月17日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 施設の名称及び指定管理者

名称

(1) 伊勢市営住宅

勢田団地ほか38団地

(2) 伊勢市特定公共賃貸住宅

旭団地

(3) 伊勢市小集落改良住宅

黒瀬改良住宅ほか1団地

団体名 F E住宅管理共同企業体

団体所在地 伊勢市村松町1364番地8

代表者 共同企業体代表者

エクノフ株式会社 代表取締役 船谷哲司

2 指定の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

伊勢市告示第7号

平成28年1月5日伊勢市告示第2号（指定管理者の指定について）の一部を次のように改正し、第1条の規定は平成29年4月1日から、第2条の規定は伊勢市こども発達支援施設条例（平成28年伊勢市条例第32号）の施行の日から施行します。

平成29年1月17日

伊勢市長 鈴木 健 一

第1条 平成28年1月5日伊勢市告示第2号（指定管理者の指定について）の一部を次のように改正する。

第1項中「及び伊勢市御菌デイサービスセンター」を削る。

第2条 平成28年1月5日伊勢市告示第2号（指定管理者の指定について）の一部を次のように改正する。

第1項中「伊勢市御菌保健センター」の次に「及び伊勢市おひさま児童園」を加える。

伊勢市告示第8号

平成28年1月5日伊勢市告示第5号（指定管理者の指定について）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行します。

平成29年1月17日

伊勢市長 鈴木 健 一

第1項中「伊勢市みなとデイサービスセンター」を「伊勢市みなとふれあいセンター」に改める。

伊勢市告示第9号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成29年1月20日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 都市計画の種類及び名称
伊勢都市計画第一種市街地再開発事業

- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。

- 3 縦覧場所
伊勢市都市整備部都市計画課

伊勢市告示第 10 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
上地町東組から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に
より告示します。

平成 29 年 1 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	佐 波 孝
	伊勢市上地町 1426 番地 2
変更後	佐 波 重 夫
	伊勢市上地町 1424 番地 1

伊勢市告示第 11 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、東大淀町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 29 年 1 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	森 敏 彦
	伊勢市東大淀町 570 番地 1
変更後	伊 藤 昭太郎
	伊勢市東大淀町 143 番地 2

伊勢市告示第 12 号

指定地域密着型サービス事業者から介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 78 条の 5 第 2 項の規定により、指定地域密着型通所介護事業の廃止の届出があったので、同法第 78 条の 11 及び介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 131 条の 14 の規定により、次のとおり告示します。

平成 29 年 1 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 事業者の名称
特定非営利活動法人和泉
- 2 廃止する事業所の名称及び所在地
名称 民家型デイサービスほほえみ
所在地 伊勢市古市町 15 番地 8
- 3 廃止の届出の受理をした年月日
平成 28 年 12 月 28 日(事業所廃止年月日:平成 29 年 1 月 31 日)
- 4 サービスの種類
地域密着型通所介護

伊勢市教育委員会告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、小俣北部公民館の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年伊勢市条例第59号）第8条第2項の規定により告示します。

平成29年1月17日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

1 施設の名称及び指定管理者

名称	小俣北部公民館
団体名	明野第四自治区
団体所在地	伊勢市小俣町明野418番地8
代表者	区長 井上 正

2 指定の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

伊勢市教育委員会告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、伊勢市小俣児童体育館の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年伊勢市条例第59号）第8条第2項の規定により告示します。

平成29年1月17日

伊勢市教育委員会

教育長 北村 陽

1 施設の名称及び指定管理者

名称	伊勢市小俣児童体育館
団体名	明野第四自治区
団体所在地	伊勢市小俣町明野 418 番地 8
代表者	区長 井上 正

2 指定の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

伊勢市上下水道事業告示第3号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成17年上下水道事業管理規程第17号)第5条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成29年1月18日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所在地	指定年月日
360	株式会社 三重管工	多気郡明和町大字 大淀乙744番地	平成29年1月5日

伊勢市公告第3号

公 示 送 達

下記の者の平成27年度市民税・県民税督促状（随時1期）は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成29年1月16日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

氏 名	住 所
省略	省略

伊勢市公告第 4 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 38 第 1 項の規定により、認可地縁団体が所有する不動産の所有権の移転の登記に係る公告を求め申請がありましたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 29 年 1 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

(1) 名称

高向区

(2) 区域

大字高向区区域内

(3) 主たる事務所

伊勢市御菌町高向 2589 番地 1

2 申請不動産に関する事項

(1) 土地

地目	面積	所在地
公衆用道路	99.00 m ²	伊勢市御菌町高向字下千田 554 番 2

(2) 表題部所有者又は登記名義人に関する事項

氏名又は名称	住所	共有持分
曾野 與三松	度会郡御菌村大字高向 2407 番地	3 分の 1

北村 芳太郎	度会郡御菌村大字高向 2585 番地	3分の1
中村 繁一	度会郡御菌村大字高向 387 番地 2	3分の1

3 異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間

平成 29 年 1 月 18 日から平成 29 年 4 月 18 日まで

5 異議申出の方法

地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 22 条の 3 第 2 項に規定する申出書及び関係書類を伊勢市長に提出すること。

6 異議申出書等提出先

伊勢市御菌町長屋 1221 番地

伊勢市環境生活部市民交流課

電話 0596-21-5563

伊勢市公告第 5 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 29 年 1 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第6号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成29年1月24日

伊勢市長 鈴木健一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	桜木町	コーギー	茶白	雄	中	91日 以上	

2 抑留した日 平成29年1月23日

3 抑留期限 平成29年1月30日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第7号

所有者の判明しない猫の引取りについて

次の猫を動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第35条第3項において準用する同条第1項の規定により引取りをした旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので公告します。

平成29年1月25日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 引取りした猫

番号	保護場所	動物種	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	勢田町	猫	雑種	黒	雄	中	91日 以上	

2 引取りした日 平成29年1月24日

3 収容期限 平成29年1月27日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第8号

伊勢市空家等対策計画を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成17年11月1日施行）第5条第3項の規定により、次のとおり伊勢市空家等対策計画（案）を公表します。

なお、伊勢市空家等対策計画（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成29年1月26日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

伊勢市空家等対策計画（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 都市整備部建築住宅課
- (2) 総務部総務課
- (3) 二見総合支所生活福祉課
- (4) 小俣総合支所生活福祉課
- (5) 御園総合支所生活福祉課
- (6) 神社支所
- (7) 大湊支所
- (8) 宮本支所
- (9) 浜郷支所
- (10) 豊浜支所

- (11) 北浜支所
- (12) 城田支所
- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市二見生涯学習センター
- (19) いせ市民活動センター

3 縦覧期間

自 平成 29 年 2 月 1 日（水）
至 平成 29 年 3 月 2 日（木）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができる者

- ア 市内に住所を有する者
- イ 市内に事務所又は事業所を有する者
- ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- エ 市内に存する学校に在学する者
- オ 本市に対して納税義務を有するもの
- カ アからオまでに掲げるもののほか、伊勢市空家等対策計画に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「伊勢市空家等対策計画（案）」に対する意見として、伊勢市都市整備部建築住宅課に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市都市整備部建築住宅課 伊勢市役所本館 4階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵1丁目7番29号 伊勢市役所 建築住宅課

ファクシミリ 0596-21-5585

電子メール kentiku@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成29年3月2日(木)【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市都市整備部建築住宅課 電話 0596-21-5596

伊勢市公告第9号

伊勢市ふるさと未来づくり条例（平成26年伊勢市条例第38号）第9条第1項の規定により、大湊町未来づくり委員会から次のとおり変更の届出があったので、同条第2項の規定により公告します。

平成29年1月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名

変更前 井 村 貴 志

変更後 高 田 忠 司

伊勢市公告第 10 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 29 年 1 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。